

パネルセッション「社会的企業への資金供給と休眠預金の活用：韓国の現状から」

韓国における社会的企業育成と マイクロファイナンス

日本NPO学会第17回年次大会（武蔵大学）

2015年3月14日(土)

明治大学経営学部 小関隆志

報告の要旨

- ▶ 韓国では、1997年のアジア通貨危機、2008年の金融危機を契機として、政府は貧困層の自立支援や失業者の雇用確保、金融の社会的包摂を主要な政策に掲げた。
- ▶ その一環として政府は自活企業や社会的企業の育成支援を進めてきたが、社会的企業の育成支援は直接支援から間接支援へと方向転換した。
- ▶ 自活企業や社会的企業への間接支援の一つに資金提供（特に融資）があり、民間のマイクロファイナンス機関や社会的金融機関、および政府系の微小金融がその提供者となってきた。
- ▶ 韓国のマイクロファイナンスは1999年に登場して以降、この15年間で急成長し、政府の影響を受けて大きく変容した。

現地調査概要

- 社会的企業・協同組合調査
 - 2014年3月4-6日 ソウル市
 - 参加者（敬称略）：金亨美、今井迪代、小関隆志
 - 主な訪問先：ソウル市社会的経済支援センター、ソウル市社会的経済課、城北区社会的企業ハブセンター、iCOOP協同組合支援センター など
- マイクロファイナンス調査
 - 2014年8月25日～9月6日 ソウル市ほか
 - 参加者（敬称略）：佐藤順子、上原優子、向田映子、小関隆志
 - 主な訪問先：楽しい組合、社会連帯銀行、韓国社会投資、美しい財団、ともに働く財団、韓国金融研究院 など

年 表

年代	社会現象	社会問題とマイクロファイナンスの主な領域			
		貧困	失業	自営業	金融排除
1990年代後半	1997-98 アジア通貨危機	1997 自活共同体創業支援事業 1999 国基法を制定	1998 失業克服国民運動	【マイクロクレジット】 1999 楽しい組合設立	1998 金利規制撤廃、クレジットカード利用促進
2000年代前半			2003 社会的雇用創出事業	2000 社会連帯銀行設立 2004 美しい店事業開始	2003 カード大乱、信用不良者激増
2000年代後半	2008 リーマンショック、金融危機	2005 自活企業に対する融資	2007 社会的企業育成法制定 2008 とともに働く財団設立		
		2009 微小金融中央財団設立			
2010年代前半			2011 社会的企業支援施策見直し		2013 国民幸福基金設立

社会的企業支援の歴史的経過（李恩愛、2010）

- ▶ 1980年代～1990年代中盤
 - ▶ 貧民運動における生産者協同組合、消費者協同組合など
- ▶ 1996年～2003年6月
 - ▶ 1996年 保健福祉部による「自活共同体創業支援事業」（1997-98年 アジア通貨危機）
 - ▶ 2000年 国民基礎生活保障法による自活共同体設立
- ▶ 2003年7月～2006年6月
 - ▶ 2003年 労働部による社会的雇用創出事業開始
 - ▶ 民間の社会的企業支援組織の設立も進む
- ▶ 2006年～現在
 - ▶ 2007年7月 社会的企業育成法施行

アジア通貨危機を契機とした失業・貧困対策

- ▶ 1997-98年 アジア通貨危機
 - ▶ 失業率の急増 2.62%(1997年)⇒6.95%(1998年) 「失業大乱」
 - ▶ 労働市場の二極化（正規・非正規）、中壮年世代の失業
 - ▶ 自営業者の急増 5616千人(1998年)⇒6190千人(2002年)
 - ▶ 庶民金融機関の経営悪化、中小企業融資が困難に
- ▶ 1998年～ 失業・貧困対策始まる
 - ▶ 1998年 失業克服国民運動委員会設立、1年間で1400億ウォン
 - ▶ 1999年 政府が国民基礎生活保障法（国基法）を制定。自活事業を国基法に組み込み制度化
 - ▶ 1999年 民間マイクロファイナンス機関「楽しい組合」設立

社会的企業支援政策の歴史的経過

- 社会的企業育成法（2007.7施行）
 - 認証社会的企業への支援内容（内閣府、2011）
 - 人件費補助 支援額932,000ウォン/月 最長3年間
 - 専門人材用人件費 支援額上限150,000ウォン/月 最長3年間
 - 社会保険料支援 事業者負担分を支援 最長4年間
 - 事業開発費支援 7000万ウォン/年
 - 財政支援 微小金融からの融資
 - 税制支援 法人税・所得税50%減免 最長4年間
 - 優先購買支援
 - 経営コンサルティング支援
 - 社会起業家アカデミー(地域の間接支援組織との連携)

社会的企業支援政策の変化

- 直接支援から間接支援へ人件費などの期限付き「直接支援」が中心という限界
 - 2011年、朴元淳氏がソウル市長に就任。2011年11月に社会的企業支援政策を見直し（社会的企業育成政策のパラダイム・シフト）
 - 支援戦略を「限時的な人件費支援」から「包括事業費／市場造成／社会投資基金造成」へ（公共購買3兆ウォンの5%目標）
（ソウル社会的経済支援センター、2014／同センターへの聞き取り）

3

ソウル社会的 経済
政策革新 の流れ
(2011.11~)

推進観点

支援戦略

'ソウル型概念

政策対象

社会的企業育成 Paradigm Shift

社会的社会を通す
脆弱層の仕事層創出
(短期性, 量的成長を重視)

限時的人件費支援
(画一性, 衡平性原則)

ソウル型選定, 支援型
(認証SEなど逆差別)

経済活動組織限定
(SE, CB, まち企業)

市民主導の社会革新体,
社会的経済活性化
(長期性, 雇用/収益は結果物)

包括事業費/市場造成/
社会投資基金 造成
(公共購買 3兆ウォンの5%目標)

ソウル革新課題解決型
(江南北格差, 青年住居, 都市農業
など)

生産+再生産領域包
(地域貨幣運動, 専門家運動など)

出典：ソウル
社会的経済支
援センター
(2014)

社会的企業支援政策の変化

- ソウル市による社会的経済支援政策（ソウル市社会的経済課で聞き取り）
 - 社会的企業、協同組合、マウル企業などを包括的に育成支援する「社会的経済課」を新設（2012.1）
 - 公共調達：社会的企業に対する公共調達の実績は440億ウォン（2012年12月末）⇒622億ウォン（2013年12月末）に増加
 - インフラ整備：社会的経済支援センター、協同組合相談センターの設置、スペースの無料賃貸。経営・財務・税制・会計のコンサルタントを紹介
 - 市場の創造：常設の市民マーケットを整備。市内に30か所を整備する計画。2013年度の目標517億ウォンを超過達成し800億ウォンの実績
 - 評価：支援先の社会的経済組織の成果を評価するモニタリングシステムを構築する予定
 - 人材育成：社会的経済アカデミーを主催
 - 優秀な社会的企業を戦略的に育成、マーケティングを支援する計画 など

社会的企業支援政策の変化

- ▶ ソウル市社会投資基金の設立（2012年末）
 - ▶ ソウル市 500億ウォン、韓国社会投資 30億ウォン
- ▶ 主な事業内容
 - ▶ **社会的経済企業融資事業（社会的企業、マウル企業などへの融資）**
 - ▶ ソーシャルハウジング融資事業（低所得者などへの安価な住宅供給）
 - ▶ ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）
 - ▶ 社会的プロジェクト融資事業（事業費の半額を融資）
 - ▶ 中間支援機関協力事業（事業費の半額を融資、卸売形式）
- ▶ 課題
 - ▶ 「韓国の社会的企業は未成熟で、2007年の社会的企業育成法制定後7年間、政府の支援が多すぎて、寄付金ではなく融資・投資のマインドに向かっていない」（韓国社会投資COO イム・チャンギユ氏）

社会的企業支援政策の変化

- 中央政府による社会的企業支援政策の見直し
 - 2012年 社会的企業育成法の改正（2月制定、8月施行）
 - 公共機関の優先購買に関する条文（第12条）を改正・新設
 - 2012年 雇用労働部が第2次基本計画（2013－2017年）
 - 社会的企業の製品市場開拓のため、販路拡大を支援
 - 公共機関ごとに目標調達額や目標調達割合を導入
 - 成長段階に応じた専門的なコンサルティング・サービス
- [（労働政策研究・研修機構「社会的企業育成へ第2次基本計画を策定」2013.2）](#)

韓国マイクロファイナンス：4つの潮流

- ▶ 貧困：自活支援
- ▶ 失業：雇用創出
- ▶ 零細事業者・自営業者：経営支援
- ▶ 金融疎外：金融包摂

韓国のマイクロファイナンス：4つの潮流

(1) 貧困：自活支援

▶ 自活事業の制度化と融資

- ▶ 1980－90年代初 生産共同体運動
- ▶ 1996年 保健福祉部が5か所の地域自活支援センターを設置
- ▶ 1999年 国民基礎生活保障法（国基法） 労働可能な受給者は自活事業に参加して就労するという条件
- ▶ 2005年 保健福祉部は自活企業に対して、マイクロファイナンス機関を通して無担保・無保証融資（希望を育てるバンク）
- ▶ 2009年 微小金融に統廃合される
- ▶ 現在は内部積立金と国・自治体の拠出による「自活資金」

韓国のマイクロファイナンス：4つの潮流

(2) 失業：雇用創出

- ▶ 1998年 失業克服国民運動委員会設立
 - ▶ 1年間で1400億ウォンの寄付金⇒介護、環境事業等の創出
- ▶ 2003年 失業克服国民財団共に働く社会に改組
 - ▶ 社会的企業、社会的な働き口の支援事業を開始
 - ▶ **失業者の起業に対する支援事業の一環として融資**
 - ▶ 雇用労働部とともに社会的企業育成法成立に中心的役割
- ▶ 2008年 財団法人とともに働く財団に改組
 - ▶ 社会的企業に対する経営支援、**融資事業**
 - ▶ 近年は若者の失業対策に重点

韓国のマイクロファイナンス：4つの潮流

(3) 零細事業者・自営業者：経営支援

- ▶ 背景：自営業者の急増と資金繰り悪化、金融機関の経営悪化
- ▶ 1999年 楽しい組合設立
 - ▶ 当初は主に農村部で活動、後に都市部に重点を移す
 - ▶ 近年は社会的企業育成支援も
- ▶ 2000年 社会連帯銀行設立
 - ▶ 当初より都市部で活動
 - ▶ 近年は社会的企業育成支援も
- ▶ 2004年 美しい財団、「希望の店」事業開始
 - ▶ 主にシングルマザーの起業を支援

韓国のマイクロファイナンス：4つの潮流

(4) 金融疎外：金融包摂

- ▶ 1998年 利子制限法撤廃による「私金融」の横行
- ▶ 1999年 クレジットカードの利用促進政策
- ▶ 2003年 「2003年カード大乱」で「信用不良者」続出。多数の多重債務者が発生
- ▶ 2004年 政府は信用等級制度を導入、金融排除層が可視化される
- ▶ 2009年 政府は微小金融中央財団を設立、低信用等級層（7等級以下）に対して**低金利融資（マイクロクレジット）**
- ▶ 2013年 政府は国民幸福基金を設立、家計負債の調整。**信用回復中の者に対する少額貸付事業も**
- ▶ 債務不履行者を対象とした民間のマイクロファイナンス機関も

韓国マイクロファイナンスの特徴

- 他の先進国との共通点：貧困層や金融排除層を対象として、金融包摂を目的としている
- 韓国の特徴
 - ① 政府主導下でマイクロファイナンス事業を展開。民間団体はアドボカシーの運動的側面が強くない
 - ② 通貨危機・金融危機に伴って対象者（一般の庶民）が短期間に大量に発生し、マイクロファイナンスの需要を高めた
 - ③ 財源を政府と企業に依存しており、市民による出資があまりみられない

最後に

- 韓国の社会的企業は貧困・失業問題を背景に、自立支援・雇用対策として導入された
- 社会的企業への資金供給は、社会的企業育成法（2007年）施行前はマイクロファイナンス機関からの融資が多かった
- 社会的企業育成法施行後、人件費等の補助により社会的企業が大量に増加した。近年は間接支援へと方向転換したが、社会的企業を自立させるには課題も多い
- 2009年微小金融の設立により社会的企業への融資原資増加。しかし運営をめぐる様々な問題点も指摘されている

参考文献

- ▶ 李恩愛（2010）「韓国における社会的企業の現況と課題」『貧困研究』Vol.4
- ▶ 内閣府（2011）『社会的企業についての法人制度及び支援の在り方に関する海外現地調査報告書』
- ▶ ソウル社会的経済支援センター（2014）「2014年ソウル特別市社会的経済活性化計画」2014年3月